不利益処分の処分基準

処	分の内容	支払の調整
根抄	処法令及び条項	児童手当法第13条
所	管部課係名	こども未来部こども支援課こども給付係
処		
)	関係条項	
		旧辛毛业の土処を巫はていて老が 旧辛毛业の土処亜仏に
		児童手当の支給を受けている者が、児童手当の支給要件に 該当しなくなったにもかかわらず、児童手当の支給を受け、
		その後再び支給要件に該当して市区町村長の認定を受けた
		場合、支給すべきではなかった期間の分の児童手当は再認
分		定した後の支給分からの内払いとみなし支給額から差し引 くことができる。
)J		
	基準	また、児童手当の額を減額すべきであったのに当初認定を
		受けた額にて児童手当の支給を受けている場合も、減額事 由が判明した時点以降に支給する児童手当の内払いとみな
	(未設定の場	し支給額から差し引くことができる。
	合はその理由)	
→		
基		
	参考事項	
<i>₩</i>	 設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定(令和6年10月1日最終変更)
準	以左子十口口	